

放課後児童健全育成事業利用のご案内

令和8年度用

松本市では、保護者が就業等の理由により日中家庭にいない市内の小学生を対象に、授業の終了後（学校休業日は午前8時から）から午後7時まで、所定の実施場所において、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

登録児童は、学校から児童館・児童センター等へ直接来館でき、友達と遊んだり宿題をしたり、おやつを食べたりして、保護者が迎えに来るまでの時間を安全に過ごすことができます。詳細は、下記のとおりです。

登録を希望される方は、申請書類を利用施設に提出してください。また、前年度から継続して利用を希望する場合も、年度ごとの登録となりますので必ず申請書類を提出してください。

<ご利用案内>

対象児童	保護者が就業等の理由により日中家庭にいない、市内の小学校に就学している児童													
実施場所	児童館・児童センター・放課後児童クラブ（詳細裏面）													
利用時間 利用方法	(1) 小学校登校日 … 12時30分～19時 (2) 小学校休業日 … 8時～19時（小学校休業日は、昼食を持参すること） (3) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業日です。 ※帰宅時は、保護者等が迎えに来てください。 ※小学校休業日は、保護者等が送迎してください。													
利用料	利用料は登録時間区分による月額料金です。 <table><tr><th>時間区分</th><th>一人目</th><th>二人目以降</th></tr><tr><td>午後5時まで</td><td>月額 2,000円</td><td>月額 1,000円</td></tr><tr><td>午後6時まで</td><td>月額 3,000円</td><td>月額 1,500円</td></tr><tr><td>午後7時まで</td><td>月額 4,000円</td><td>月額 2,000円</td></tr></table> (1) お支払いは、口座振替または納入通知書による納入になります。引落日・納期限は原則毎月最終日です。ただし、月末日が土日祝日の場合、次の平日が引落日・納期限となります。 なお、12月は、年末年始の金融機関の営業日の都合、12月25日前後に早まります。 (2) 要件に該当する方（生活保護費受給・児童扶養手当受給・就学援助費受給・住民税非課税世帯）は、登録申請書による申請により利用料の減免制度があります。 ※ 遡っての減免はできませんのでご注意ください。減免事由が確認できない場合は減免できません。 (3) 保護者の迎えが登録時間に間に合わなかった場合は、1回当たり1人につき300円の延長料金をいただきます（翌月の利用料金の請求に加算）。 (4) 利用料の未納が1か月以上続いた場合は、緊急連絡先または勤務先に連絡することがあります。また、2か月入金されない場合は利用を停止する場合があります。		時間区分	一人目	二人目以降	午後5時まで	月額 2,000円	月額 1,000円	午後6時まで	月額 3,000円	月額 1,500円	午後7時まで	月額 4,000円	月額 2,000円
時間区分	一人目	二人目以降												
午後5時まで	月額 2,000円	月額 1,000円												
午後6時まで	月額 3,000円	月額 1,500円												
午後7時まで	月額 4,000円	月額 2,000円												
申請先 申請方法	児童館等または市HPで申請書類を受け取り、 <u>利用する児童館等</u> に提出してください。 (1) 申込みには、同居家族の方（令和8年4月1日時点で65歳未満の方）の就労等が確認できる就労証明書等が必要です。 (2) 利用料の口座振替を希望の場合、金融機関に直接「口座振替依頼書」を提出してください。 (3) 登録申請書は児童1人につき1部提出していただきます。ただし、2人目以降の児童の申請書に添付する就労証明書等の添付書類は、コピーで構いません。 (4) 登録決定者には放課後児童健全育成事業登録通知書をご住所に送付します。申請から決定通知まで2週間程度を要します。ご利用施設でご利用開始ごとの申請締切日をご確認ください。 （新年度当初の登録の場合は、3月中に順次通知予定）													
利用の停止・ 変更等	(1) 登録内容（期間、登録時間、退館、氏名、住所、減免等）を変更する場合や、利用を止める場合は、必ず変更する月の前月末までに「登録申請書」を利用施設へ提出してください。 (2) 利用がない場合であっても登録期間中は利用料が発生しますので、 <u>利用予定がない場合は、必ず登録期間の変更の手続きをお願いします。</u>													
受付締切 (4月1日からの利用者)	新年度4月1日からのご利用にあたっては、以下の期日までに申請書を施設へご提出ください。 (1) 在学児童 資料配布日～令和8年1月23日（金） (2) 来入児童 来入児説明会（各学校）～令和8年2月20日（金） ※ 特別な事情なく締切日を過ぎた場合、4月13日以降の利用開始となりますのでご注意ください。 ※ 毎年度申請が必要です（前年度から継続して登録があっても、自動更新とはなりません）。													

<実施場所一覧>

No.	施設名	住所／電話番号	No.	施設名	住所／電話番号
1	あがた児童センター	松本市県 1-3-20 TEL0263-32-0945	15	山辺放課後児童クラブ (山辺小学校内)	松本市入山辺 34 TEL0263-36-0305
2	高宮児童センター	松本市高宮南 7-40 TEL0263-25-9263	16	岡田児童センター	松本市岡田松岡 513 TEL0263-46-9620
3	旭町放課後児童クラブ (旭町小学校内)	松本市旭 2-4-4 TEL0263-32-1211	17	浅間児童センター	松本市浅間温泉 2-9-2 TEL0263-46-0605
4	沢村児童センター	松本市沢村 2-6-14-3 TEL0263-32-6264	18	筑摩児童センター	松本市筑摩 1-13-22 TEL0263-25-5790
5	島内児童センター	松本市島内 4884-5 TEL0263-47-1680	19	今井児童センター	松本市今井 1595 TEL0263-59-2765
6	南郷児童館	松本市横田 4-25-1 TEL0263-36-1006	20	中山児童センター	松本市中山 3532-1 TEL0263-58-5602
7	芳川児童センター	松本市村井町北 1-9-38 TEL0263-86-2857	21	田川児童センター	松本市渚 1-6-9 TEL0263-25-1206
8	南部児童センター	松本市双葉 4-16 TEL0263-24-1562	22	和田児童センター	松本市和田 2240-28 TEL0263-48-6088
9	菅野児童センター	松本市神林 2663-3 TEL0263-57-2870	23	新村児童センター	松本市新村 1985-2 TEL0263-47-4260
10	並柳児童センター	松本市並柳 4-9-2 TEL0263-26-9843	24	梓川児童センター	松本市梓川梓 736-1 TEL0263-78-6123
11	島立児童センター	松本市島立 3298-2 TEL0263-47-9246	25	四賀放課後児童クラブ	松本市会田 1001-1 TEL0263-64-3450
12	寿放課後児童クラブ	松本市寿豊丘 1019-7 TEL0263-57-5626	26	波田児童センター	松本市波田 10098-3 TEL0263-91-3071
13	二子児童センター	松本市笹賀 6071 TEL0263-25-5657	27	附属放課後児童クラブ (附属小学校内)	松本市桐 1-3-1 TEL0263-33-1500
14	鎌田児童センター	松本市両島 5-50 TEL0263-26-4747	28	明善児童センター (明善小学校敷地内)	松本市寿豊丘 813-7 TEL0263-31-5776

<その他のご案内>

おやつ	希望者にはおやつを提供しています。詳細は、各施設にお問い合わせください。
一時利用	登録していない児童で、保護者が冠婚葬祭・仕事などにより預かりが必要な場合、前日までに予約することで、1日単位で一時利用することができます。原則、おやつはありません。 (1) 対象 市内の小学校に通う児童 (2) 料金 1人1日500円（ご利用の翌月中旬頃に納付書を送付します） (3) 申込み 利用日の1か月前から申し込むことができます。詳しくは各施設にお問い合わせください。
個人情報の保護	申請等に関わる個人情報は、適切な管理を行い、放課後児童健全育成事業の運営に係る事務にのみ利用します。

ご利用方法や申請書類のデータは、ホームページにも掲載しています。
(<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kosodate/2448.html>)

